

令和5年度 新型コロナウイルス感染症の対応 ムンバイ日本人学校

1. 日々の対策

手洗いや咳エチケット、換気といった基本的な感染症対策に加え、感染拡大リスクが高い「3つの密(密閉・密集・密接)」を徹底的に避ける、身体的距離を確保するといった感染症対策を徹底することが必要。

日々の対策は、『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル(2023.5.8～)文部科学省』を参照すること。

2. 対応

○発熱等で新型コロナウイルス感染が疑われる場合、まずは自宅で休養し、病院を受診するなどして、学校に結果を報告する。陰性の場合は各家庭の判断に任せ、解熱後登校可能。

また、新型コロナウイルスに感染した場合、発症日を0日とし、5日間(土日祝含む)を出席停止期間とする。(オンライン授業受講可)

○兄弟姉妹にコロナウイルス感染者が出た場合、本人に発熱等の症状がなければ、保護者の判断で登校は可能。

○普段のマスクは、家庭の判断により、着用義務はなし。

○昼食時は、マスク着用希望有無に関わらず外さなければならない状況のため、しばらくは、全員前を向いての昼食とする。

3. 学校閉鎖(学校全体の臨時休業)実施基準

○複数学年の学級閉鎖もしくは複数の教員が出勤できない場合、学校長が根拠および必要期間とともに学校運営委員会(学校運営委員長)に状況を説明し、学校運営委員会が学校閉鎖を決定する。この場合、全校オンライン授業とする。授業が成立しない場合(教員及び生徒児童の健康状態が思わしくない等)はオンライン授業を実施せず、実施可能な状態になったら授業を実施する。

○学校閉鎖期間は、5日(土日祝含む)とする。

4. 学級閉鎖(部分的な臨時休業)実施基準

○「5. 学級単位でのオンライン授業実施基準」に記された①・②のいずれかの状況が発生した場合、学校長が根拠および必要期間とともに学校運営委員会(学校運営委員長)に状況を説明し、学校運営委員会が学級閉鎖を決定する。

○閉鎖された学級のみオンライン授業を行い、その他の学級は対面授業を継続する。

○学級閉鎖期間は、5日(土日祝含む)とする。

○出席停止者および出勤停止措置者が増加したことで、学校閉鎖に移行する必要がある場合、前述の学校閉鎖に必要な手順に準拠する。

5. 学級単位でのオンライン授業実施基準

○以下のいずれかの状況に該当する場合、学級単位でオンライン授業を実施する。

①同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合

②その他、運営委員会(学校運営委員長)で必要と判断した場合

※教員が出勤停止措置となっている場合、児童生徒は登校し、該当教員の授業のみ(学校にて)オンラインで受講する。当該教員の健康状態を考慮し、必要に応じて他教員による代理授業等を検討する。

※複数学年でオンライン授業を実施する状況になった場合や複数の教員が出勤できない状況になった場合、全校でオンライン授業を実施する。

6. ハイブリッド授業実施基準

○「5. 学級単位でのオンライン授業実施基準」に記された①・②のいずれにも該当しないが、出席停止措置者がいる場合、当該学級はハイブリッド授業を行う。

○ハイブリッド授業の期間は、出席停止措置が解除される日までとする。

○兄弟の一人が学級閉鎖等により登校できない場合、他の兄弟がオンライン授業を希望する場合は、ハイブリッド授業を行う。

○コロナ感染への不安から、出席を望まない児童生徒がいるご家庭については、学校長の判断のもと出席停止措置とし、ハイブリッド授業を行う。

7. その他留意事項

○ムンバイ日本人学校の立ち入り禁止措置や、公的機関による外出禁止令等が出された場合は、学校運営委員会が学校閉鎖を決定する。

出典:

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル

(2023.5.8~)文部科学省

学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン

(令和5年5月改訂版)文部科学省